

ひとり親控除の創設と寡婦・寡夫控除の見直し

改正後

種類	控除額	要 件			
		事由	扶養親族・ 子どもの有無	本人の 前年合計 所得金額	住民票上 の記載
寡婦 (女性のみ)	26万円	離婚	扶養親族有	500万円以下	事実婚 状態 でない
		死別 生死不明	(要件なし)		
ひとり親	30万円	未婚 離婚 死別 生死不明	生計を一にする 総所得金額等 48万円以下の子有 (他の者の扶養親族と されている者を除く)		

改正前(女性)

種類	控除額	要 件			
		事由	扶養親族・ 子どもの有無	本人の 前年合計 所得金額	住民票上 の記載
一般寡婦	26万円	離婚 死別 生死不明	扶養親族または 生計を一にする 総所得金額等 38万円以下の子有 (他の者の扶養親族と されている者を除く)	(制限なし)	婚姻歴有
		死別 生死不明	(要件なし)	500万円以下	
特別寡婦	30万円	離婚 死別 生死不明	扶養親族である 総所得金額等 38万円以下の子有		

改正前(男性)

種類	控除額	要 件			
		事由	扶養親族・ 子どもの有無	本人の 前年合計 所得金額	住民票上 の記載
寡夫	26万円	離婚 死別 生死不明	生計を一にする 総所得金額等 38万円以下の子有 (他の者の扶養親族と されている者を除く)	500万円以下	婚姻歴有